## 1. パブリックコメントの概要

意見募集期間:令和3年12月10日(金)~令和4年1月20日(木)

・ 意見提出者:13名(窓口3名、郵便1名、電子メール9名)

• 意見総数:86件

※類似の意見はまとめています。

• 周知方法:北区ニュース、北区ホームページ、SNS(Facebook、Twitter、LINE)

• 閲覧場所:北区ホームページ、十条まちづくり担当課、区政資料室、各地域振興室、各区立図書館

## 2.提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方は以下のとおりです。

		意見の要旨	件数	区の考え方
全般(10)				
基本構想全	1	北区の構想は、JR 駅を基準にしたものが多い。地下鉄	1	本基本構想の対象区域外のまちづくり等につきましては、上位・関連計画に位
般の考え方		駅を主役にしたまちづくりも行政主導で行っていただ		置付けられており、都市計画マスタープラン 2020 では、地下鉄駅周辺も拠点
		きたい。		として位置づけております。
	2	これまで同様、前世紀型のまちづくりのままであり、住	1	十条地区のまちづくりにつきましては、区民と共通の認識を持つことが大切と
		民や検討会の提言が求める方向とは逆向きである。		考え、基本構想を策定し、その後、十条地区の地元町会・自治会、商店街会、
				PTA等で構成される十条地区まちづくり全体協議会と連携し、区域内に居住
				する住民ならびに関係者の皆さまにご参加いただけるブロック部会等を通し
				て、まちづくりを進めております。
	3	西口再開発や 73 号線の新設と 85 号線の拡幅など、必	2	本基本構想は、地区内で展開される様々なまちづくり事業の完了を見据えた内
		要性のない事業を主要事業として方針の骨格としてい		容となっております。
		るが、これら事業とあわせて検証が必要である。		
	4	道路建設を絶対目的とし、後付けとしてビジョンを作る	1	本基本構想の改定にあたりましては、これまでのまちの将来像である「にぎわ
		という、手段と目的が逆転している。		いとやすらぎを奏でるまち-十条」を継承し、その実現に向けた目標や方針を設
				定しております。
	5	「北区ゼロカーボンシティ宣言」に沿った具体的施策	1	本基本構想は、主に社会資本整備に関するハードのまちづくり施策を対象とし
		や、高齢化時代に即応した優しいまちづくりの視点から		ており、関連するソフト施策の具体的な事業等につきましては、関係事業者等
		のハード・ソフト面での施策に乏しい。		と連携し、検討してまいります。

		意見の要旨	件数	区の考え方
	6	高齢者にとって住環境の変化は健康への影響が大きいため、高齢者が多い十条では修復型のまちづくりに限定すべき。	1	十条地区のまちづくりにつきましては、防災性だけでなく住環境の向上を図ってまいります。なお、十条地区では今後も、高齢者を含む区民と共通認識を持ちながら本基本構想に基づき、まちづくりを進めてまいります。
	7	西ケ原の一里塚保存の碑にあるように、文化度を見せる 構想にすべき。(遺跡を活用した緑道整備、地区に残る看 板建築・清水坂公園から出土した遺物等の活用等)	1	本基本構想につきましては、歴史・文化資源を活かして地域の魅力向上を図る 方針としており、施策の具体的な事業等につきましては、関係事業者等と連携 し、検討してまいります。
文章表現	8	カタカナ用語、新しい用語は、もっとわかりやすく、優 しい日本語表現にすべき。	1	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。なお、用語の解説 につきましては、各頁の下段に記載してわかりやすい説明を心がけておりま す。
根拠データ	9	市街地の現状に関する基礎データに基づくまちの分析 を、区自らが行うことで現在とかけ離れた現状認識を修 正すべき。	1	本基本構想の改定にあたりましては、これまで北区で実施した調査結果等も踏まえ策定しております。
	10	基本構想の根拠となるデータを公開し、住民に分かりや すく説明すべき。	1	本基本構想に記載しております統計資料等につきましては、出典を記載しております。
2章 十条地	性区の3	現況と社会情勢(5)		
十条地区の まちの問題	11	東京都の地域別危険度測定による総合危険度は科学的 に適切なものといえない。基礎資料として採用すべきではない。	1	「地震に関する地域危険度測定調査」は、東京都震災対策条例に基づき、東京都が「地域危険度測定調査委員会」を設置し、最新のデータや知見を取り入れ行ったものです。
	12	幅員6m以上の道路を基準に設定される消防活動困難 区域は日常時の方が大きく、遠くまで送水できないとす る区の解釈は誤っている。	1	消防活動困難区域は、平常時消防活動困難区域と震災時消防活動困難区域に分けて設定しております。消防庁によると、消防活動が可能な区域ということで、平常時は幅員4m以上の道路から50m以内、震災時は幅員6m以上の道路から140m以内とされています。密集事業では、これらより遠い区域を消防活動困難区域としております。
まちづくり に係る新た な動向	13	SDG s に則した持続可能なまちづくりの計画にする必要がある。	1	北区では「基本計画 2020」において、区の施策体系と SDGs の 17 のゴールとの関連性を位置づけ、施策の推進や SDGs の目標の達成に取組んでおり、本基本構想につきましても、「まちづくりに係る新たな動向」として、SDGs を踏まえ策定しております。

		意見の要旨	件数	区の考え方
	14	新型コロナウイルス感染症終息後、次なる新感染症が出	1	本基本構想につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、身近な生
		現しても大丈夫なまちづくりをする必要がある。特に、		活圏の充実さが見直されていることを踏まえて、まちづくり目標の中で位置づ
		建設中の十条駅西口地下自転車駐車場はどのような三		けております。なお、地区内で整備される公共・公益施設等における具体的な
		密対策を具体的に考えているのか。		感染対策につきましては、感染状況に応じた検討をしてまいります。
	15	社会変化、人の行動、活動の変容があり、どのように盛	2	本基本構想では、十条地区の現状と社会動向を総合的に踏まえ策定しておりま
		り込んだのか示すべき。		す。
3章 まちこ	づくり	の将来像と目標・方針(16)		
全般	16	地域に住み続けるための生活しやすい、住民を中心とし	1	本基本構想のまちの将来像とまちづくりの目標は、地区内で展開される様々な
		た自律的で持続可能な地域社会をつくることがまちづ		まちづくり事業の完了を見据え、整備された都市基盤に基づいたソフト面の活
		くりであり、3つの方策を提案する。①埼京線の地下化		用を踏まえた内容となっております。
		による地上部分の遊歩道整備、避難路としての活用、②		
		駅前再開発の見直し、③補助 73 号線の整備の見直し		
まちの将来	17	『にぎわいとやすらぎを奏でるまち十条』はとても魅力	3	本基本構想は、主に社会資本整備に関するハードのまちづくり施策を対象とし
像		的に聞こえる。連続立体交差化や道路整備ばかり記載す		ており、関連するソフト施策の具体的な事業等につきましては、関係事業者等
		るのではなく、どのように住みやすさややすらぎが実感		と連携し、検討してまいります。
		できるようにするか具体に記載があると良い。		
まちづくり	18	十条にオシャレな飲食店や子供の学習や身の回りの物	1	商店街の活性化等まちの魅力向上を図るとともに、各事業を通して防災性の向
の目標		が揃う店、ワークスペース、塾等があると一層魅力的に		上を図ってまいります。
		なると思う。また、火災時のリスク低下の施策を期待し		
		ている。		
	19	駅周辺及び主要な生活関連経路のバリアフリー化に当	1	十条地区のまちづくりにおきましては、「北区バリアフリー基本構想」及び各
		たっては、高齢者・障害者等の当事者の視点が不可欠で		地区別構想に基づき進めてまいります。
		ある。主要経路の設計段階で、北区バリアフリー区民部		
		会での十条地区のまちあるき見学会を実施してほしい。		
	20	歩行が不安定な人にとってビル風は大変危険なバリア	1	歩行が不安定な方等を考慮し、各都市計画道路事業では歩道を設ける計画とし
		であり、発生させない高さ制限等が必要である。回り道		ており、新たなまちづくりの方針の中では、ウォーカブルなまちにしていく計
		も大変なバリアである。		画としております。なお、風環境につきましては、再開発組合から建物形状や
				防風植栽により、周辺への影響に配慮した計画と聞いております。

		意見の要旨	件数	区の考え方
まちづくり	21	隅田川等の外水および内水氾濫に対するハザードマッ	1	風水害対策の避難や緊急輸送等の具体的な対策は、東京都北区地域防災計画を
の方針		プに基づく規定も導入すべき。		はじめとする、上位・関連計画に位置づけられており、本基本構想と共通する
				部分は、連携してまいります。
	22	防災対策は大事だが、道路の新設や拡幅それに伴う高層	1	十条地区のまちづくりにつきましては、防災性だけでなく住環境の向上を図っ
		ビルで真の防災対策ができるのか疑問である。道路新設		てまいります。なお、各事業の実施にあたっては、関係者の生活再建等に配慮
		や拡幅、高層ビルの整備ではなく、その事業費用を世帯		しながら丁寧な説明を行い、事業に対する理解をいただきながら適切に行うも
		への助成金や防災関係の整備、備品の充実を図って頂き		のと考えております。
		たい。住民の意識を高める機会を多くして人と人とのつ		
		ながりを大切にすることも災害対策のひとつである。		
高架下空間	23	高架下空間のあり方検討とは何か。西口再開発に加え、	1	高架下空間のあり方検討とは、十条駅付近連続立体交差事業の進捗に合わせ
のあり方検		高架下にも商業施設を入れていくと、従来からある十条		て、高架下の利活用について検討していくものです。
喜寸		銀座商店街は衰退すると危惧する。		
十条駅周辺	24	数億円かけて建設した十条駅西口仮駐輪場も壊すので	1	仮駐輪場につきましては、再開発の工事期間中、利用者の利便性確保のため、
の駐輪対策		はなく継続利用すべき。		区が市街地再開発組合に同等台数程度の整備を求めたものです。
				事業完了後は、新設する駅前広場の地下に一層利便性が向上する地下自転車駐
				輪場を整備する計画となっております。
木造住宅密	25	CO2 排出量から、コンクリート造よりも耐火木造への	1	各建替え関連の助成事業につきましては、木造建築物でも規定の耐火基準等に
集地域の改		建替えにも助成を行うべき。また、密集地における老朽		より助成対象としております。また、助成事業の導入や拡充につきましては、
善		建物の建替えで 3 項道路指定を積極的に活用して建替		地域の実情に応じ、木造住宅密集地域の解消や不燃化の促進に向けて検討を進
		えを促進すべき。建替え時の地主への承諾料が建替えの		めてまいります。
		進まない要因にもなっており、補助・助成が必要である。		
	26	国交省が地震時に危険は密集地の対策として掲げる3	1	本基本構想につきましては、上位計画やまちづくりに係る動向などを踏まえ
		つのソフト対策も実施すべき。		て、「安全・安心なくらしが持続できるまちづくり」を新たな方針として定め、
				ソフト事業を位置付けております。
共助の関係	27	自主防災組織・防災ボランティア養成講座については、	1	まちづくりを契機として地域のコミュニティ強化や防災活動等の活性化を図
づくり		災害ボランティアの登録制度「地域災害おたすけ隊」等		ってまいります。
		の事業と連携して進めて頂きたい。		

意見の要旨		意見の要旨	件数	区の考え方
オープンス	28	補助 73 号線の計画は廃止し、立ち退いてできた空き地	1	公園等の整備につきましては、住宅市街地総合整備事業(密集市街地整備型)
ペースを活		はポケットパークにして防災に役立てればよい。公園等		によりオープンスペースの不足エリアで整備を進めており、既存公園等の再整
用したポケ		の再整備とあるが、具体にどう整備されるのか。子ども		備とあわせまして、防火水槽等の設置により防災機能の向上を図ってまいりま
ットパーク		が遊べる公園も高齢者が憩うスペースも十条には不足		す。また、十条地区には広場空間が少ないため、周辺の公園との回遊性を高め、
等整備•公		している。		ウォーカブルなまちにしていく計画としております。
園等の再整	29	上十条一丁目原町踏切近くの児童公園について閉鎖さ	1	都営上十条アパート5号棟跡地につきましては、事業代替地をはじめとしたま
備		れたが、埼京線高架化及び鉄道付属街路の工事に着手す		ちづくり用地として、所有者である国と取得に向けた協議を進めており、一部、
		るまでは、公園として利用できるよう再整備すべき。		公園等としての利活用も含め検討してまいります。
地区内の統	30	地区内の統一的なサインの整備はユニバーサルデザイ	1	地区内の統一的なサインにつきましては「道路の移動円滑化整備ガイドライ
一的なサイ		ンの視点が不可欠である。北区バリアフリー区民部会を		ン」や「観光活性化標識ガイドライン」を踏まえ、多様性に配慮しながら進め
ンの整備		活用して、高齢者・障害者等の当事者の視点を反映して		てまいります。
		頂きたい。		
できること	31	現在の十条地区まちづくり全体協議会幹事会は、多様な	1	+条地区まちづくり全体協議会につきましては、十条地区の地元町会・自治会、
が広がる環		住民の意見を代表しているとはとても思えない。協議会		商店街会、PTA等で構成されており、区域内に居住する住民ならびに関係者
境づくり		を基にしたエリアマネジメント組織の設置には反対。		の皆さまに、十条地区のまちづくりへの理解を深めていただき、円滑に事業を
				推進するための組織と認識しており、今後も連携してまいります。
4章 エリア	区分	と方針 (5)		
エリア区分	32	十条富士見銀座商店街の北半分が「にぎわい中心エリ	1	「にぎわい中心エリア」は、駅前の市街地再開発事業区域のほか、商業施設を
の考え方		ア」から除外されているのはなぜか。		中心としたまちなみを形成している十条銀座商店街を中心として、鉄道付属街
				路の整備に伴い容積率等の変更を行った区域、また、補助第85号線の拡幅事
				業を行う沿道などを範囲としております。
にぎわい中	33	電源の確保やWi-Fi 環境の整備は推進して欲しい。	1	電源の確保やWi-Fi 環境の整備は、防災性・減災の観点から必要であると認識
心エリア				しており、今後も官民連携の中で検討してまいります。
	34	補助 73 号線、補助 85 号線が、地域の主軸となる幹線	1	補助 73 号線及び補助 85 号線の両路線とも「東京都北区地域防災計画」にお
		道路にはなりえない。また防災を各所でうたっている		いて避難路に位置付けられており、事業中区間につきましては、都市防災不燃
		が、避難のシチュエーションも提示されず災害時の不安		化促進事業と併せて、延焼遮断機能の確保を図っております。
		は解消されていない。		

			件数	区の考え方
十条東エリ アについて まちづくり のスケジュ	35	駅東ブロック部会長が、にぎわいは駅西にまかせ、駅東はやすらぎのまちづくりを行うと明言していたことに対して、行政による一方的な方針変更は住民合意無視である。 連続立体交差事業及び、補助73・83・85号線の整備については、十条のまちの骨格であり、まちづくりのあ		本基本構想の改定にあたりましては、これまでのまちの将来像である「にぎわいとやすらぎを奏でるまち-十条」を継承し、その実現に向けた目標や方針を設定しております。  本基本構想につきましては、各都市計画事業の事業認可時点での完了時期を見据え、令和22年(2040)年度を目標年次としております。
ール		り方全体を左右する極めて重要な事業であることから、 都や住民と協議を重ねスケジュールを早期に策定する よう求める。		
その他 (31)	)		ı	
地区内の都市計画道路事業について	37	都市計画道路事業については中止又は計画を見直すべき。  ○補助73号線は住民の反対が強い  ○多くの立退きが必要  ○補助73号線は車の流入が増え、ウォーカブルなまちに逆行する  ○補助73号線は町を分断し、商店街へのアクセスが悪くなり、買い物難民が多くでる  ○補助73号線は自動車の往来が増え、大気汚染・騒音・振動など住環境が悪化する  ○補助73号線は並行して延焼遮断帯が幾重にも重なっているので不要  ○補助85号線は側道の必要性がなくなったことから道路幅員の見直しを東京都に要望すべき		補助73号線は、延焼遮断機能のほか災害時の緊急避難路や、救急活動のための空間確保など、木造住宅密集地域の防災性向上を図るうえで、極めて重要な都市計画道路であり、首都直下地震の切迫性などを踏まえると、整備を進める必要があると考えております。 補助85号線は、事業者である東京都からは、防災の視点、歩行者・自転車利用者などの安全性・快適性の視点、十条駅周辺のまちづくりの視点などから幅員を検討したと聞いており、区といたしましても、補助85号線の整備においては、交流機能を向上させる空間の確保とともに、一般延焼遮断帯としての機能が早期に発揮できる幅員が必要と考えております。
	38	「道路構造令の解説と運用」によると、補助 73 号線と補助 85 号線及び環状七号線との交差点の都市計画は見直す必要があるので、東京都に提言すべき。	1	各事業の実施にあたりましては、事業施行者が関係法令等に基づき適切に行 うものと考えております。

		意見の要旨	件数	区の考え方
十条駅付近	39	十条駅付近連続立地交差事業については高架化方式か	5	十条駅付近連続立体交差事業は、東京都、北区及び東日本旅客鉄道株式会社
連続立体交換事業につ		ら地下化方式に見直すべき。		の三者で、法や条例に基づいた説明会を開催し、適正な手続きを経て、平成
左手来に ノート		〇北区議会は昭和58年度の区議会において、十条駅付		29年11月に都市計画の決定・告示をしております。
		近の地下化を決議している		また、北区議会は昭和58年度に十条駅付近の地下化を決議していますが、
		○住民の反対が強い		平成26年6月に、「JR 埼京線十条駅付近の連続立体交差事業が適切な構造
		○多くの立退きが必要		形式により、早期に事業化されるよう」全会派一致で決議しており、区とし
		〇地下化の方が着工が早い		ては、鉄道立体化の早期実現には東京都が適切と判断した高架化で進めるこ
				とが最善と考えており、早期実現に向け、関係機関と連携を図りながら、沿
				線のまちづくりに積極的に取り組んでまいります。
	40	埼京線の高架化に関する環境アセスメント資料はデタ	1	十条駅付近連続立体交差事業における環境影響評価は東京都環境影響評価条
		ラメで信用できない。		例に基づき、適切に実施されていると認識しております。
十条駅西口	41	駅前再開発や道路建設が主体のまちづくりには反対。	3	+条のまちづくりでは、+条銀座をはじめとした商店街等の下町情緒あふれ
地区市街地 再開発事業		十条の魅力である、古き良き街並みや商店街の活性化と		る既存のまちと十条のシンボルにふさわしい新しい顔として再生・開発され
について		両立したまちづくりを行うべき。		たまちが調和し、まちの将来像である「にぎわいとやすらぎを奏でるまち-十
				条」の実現に向け、そこに住まう住民や幅広い世代にとって魅力があるまち
				づくりを進められるよう取り組んでおります。
	42	再開発により、日影など住環境に大きな影響を与えると	4	十条駅西口市街地再開発事業では、施行者である再開発組合から、高さ制限
		ともに、大量のスクラップと建設資材調達は地球温暖化		や廃棄物処理等について法令等を遵守し、事業を進めていると聞いておりま
		を少なからず促進することになる。事前の環境影響評価		す。
		と植栽等の十分な対策が必要。また、周辺の表層地盤の		
		ゆれに与える影響の実観測調査、評価・公表をすべき。		
	43	十条駅西口地区市街地再開発事業に関して、本来の意図	1	十条駅西口地区市街地再開発事業では、施行者である再開発組合において、
		する目的が住民に対して説明されていないとしたら重		関係法令等に基づき、適切に周知、説明を行っているものと考えておりま
		大な問題である。また、再開発組合からの住環境悪化に		す。
		関する説明や、地元商店街との共存に向けた関係者との		また、ご要望をいただきました住民・商店街への対応につきましては、再開
		話合いが未だされていない。合意形成の努力をすべき。		発組合に申し伝えます。
	44	十条駅西口駅前広場の計画面積は、準備組合が行った交	1	駅前広場の面積につきましては、歩行者の安全性の確保、地域交通の利便性
		通量調査の結果とかけ離れた西口利用者数を基準とし		の向上等の諸条件から複合的に判断しております。
		ており、妥当性を欠いている。		

		意見の要旨	件数	区の考え方
基本構想の 策定の進め 方について	45	まちづくりにとって重要な説明会やワークショップ等が、コロナ禍において十分な対応が取られず進められたことが大変遺憾。コロナ禍でも「新しい日常」に対応した対策をとり、まちづくり活動の支援や情報発信が滞らないように十分配慮して頂きたい。北区基本計画等で位置づけられた、ICT技術のまちづくり活動への活用、情報通信基盤整備、情報活用能力向上等の施策を、コロナ禍の今こそ実践していくべき。	1	本基本構想の改定にあたりましては、十条地区まちづくり全体協議会の各ブロック部会において、ご説明をさせていただきました。また、パブリックコメントの周知方法として SNS を活用し、広く周知させていただきました。今後もICT技術のまちづくり活動での活用について、検討してまいります。コロナ禍における各施策や事業の説明会等のあり方につきましては、感染拡大の状況等を考慮し、個別に検討してまいります。
	46	本基本構想の冊子を配布すべき。ネット上で見なければならず、どれだけの人が知っているのか疑問。パブリックコメントを行っていることや説明会があった事を知らない人も多い。住民への周知が不十分である。また新しい用語は説明をしてもらわないと分からない。	2	本基本構想の改定にあたりましては、十条地区まちづくり全体協議会の各ブロック部会において、ご説明をさせていただきました。また、中間まとめにつきましては、まちづくりニュースを対象区域へ全戸配布し、パブリックコメント実施の際は、北区ニュース及び SNS も活用し、広く周知をさせていただきました。なお、用語の解説につきましては、各頁の下段に記載してわかりやすい説明を心がけております。
	47	夏に実施したまちづくり全体協議会ブロック部会での 説明会には、基本構想の対象地区の住民がどの程度参加 したのか。	1	本基本構想の改定にあたりましては、コロナ禍で緊急事態宣言中でありましたが、感染対策を行い、十条地区まちづくり全体協議会幹事会・各ブロック部会及び、ブロック部会休止のエリアにつきましては、各町会の会合等にお伺いし、延べ100名以上の皆さまにご説明させていただきました。また、中間まとめにつきましては、まちづくりニュースを対象区域へ全戸配布し、パブリックコメント実施の際は、北区ニュース及びSNSも活用した周知を行っております。
	48	まもなく新しい都の被害想定や北区基本構想が公表される今の時期に、十年前の基礎データに基づくまちづくり構想を改定するのは稚拙である。また、本案説明会参加者程度の人数の住民により改定提案があった場合は、まちづくり基本構想を改定し、その際は住民全体での協議を義務付ける項を設けるべきだ。	1	本基本構想の改定は、策定から 15 年以上経過し、各まちづくり事業の進捗状況や関連計画の改定内容を踏まえ、次の展開を見据えて改定を行いました。

		意見の要旨	件数	区の考え方
	49	これまでの一般住民が参加できるブロック部会での動員された町会役員を除く一般住民の意見を基にビジョンを作成すべきだ。	1	本基本構想は、区民とともに共通の認識を持つために策定しており、共通の認識を持つ場として十条地区まちづくり全体協議会があります。十条地区まちづくり全体協議会につきましては、十条地区の地元町会・自治会、商店街会、PTA等で構成されており、区域内に居住する住民ならびに関係者の皆さまに、十条地区のまちづくりへの理解を深めていただき、円滑に事業を推進するため、これまで進めてきました。今後も地域の皆様のご意見を反映した協議会活動の運営に努めてまいります。
	50	他区ではまちづくりを進める上で、オープンハウス形式で住民が気軽に参加できる説明会を行っている。十条でも商店街の空き店舗や道路事業用地等を活用して、PR、説明会を毎月行うべき。		今後もより多くの方に十条地区のまちづくりにご参加いただけるよう周知や ご説明方法等について検討してまいります。
	51	町会会員や町会役員とのみ協議するやり方では、地域の分断がますます進むので、改めるべき。	2	+条地区のまちづくりにつきましては、区民と共通の認識を持つことが大切と考え、基本構想を策定し、その後、十条地区の地元町会・自治会、商店街会、PTA等で構成される十条地区まちづくり全体協議会と連携し、区域内に居住する住民ならびに関係者の皆さまにご参加いただけるブロック部会等を通して、まちづくりを進めております。
法・条例・ 制度につい て	52	十条駅、東十条駅周辺も東京都北区路上喫煙の防止等に 関する条例に基づく路上喫煙禁止地区に指定するべき。 十条駅・東十条駅利用者は徒歩の利用割合が高いという ことからも必要性は高い。	1	路上喫煙禁止地区の新規指定につきましては、地元町会・自治会、商店街会の方のご意見を踏まえつつ、検討してまいります。
	53	日影規制について、発散方式か閉鎖方式のどちらであるか説明した上で、明確にするべき。	1	建築確認につきましては、どちらも申請が可能です。なお、法規制等の詳細に つきましては、対象となる案件により、各所管において個別にご説明させてい ただきます。
	54	基本構想の各事業が行われた場合、どのような環境影響が生じるか、各事業の完了のずれにより生じる一時的な環境影響がどのようなものか、都の基準よりも小さな事業に対しても区独自で調査・評価すべき。また、日影を発生させる高層建物に対しては日影の影響を受ける建物所有者に補償を行うべきである。		各事業の実施にあたりましては、事業施行者が関係法令等に基づき適切に行うものと考えております。

		意見の要旨	件数	区の考え方
地区計画に	55	密集地では複合日影が問題となっており、緩和でなく、	1	地区計画は、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区が連携しながら、地区の目
ついて		より強い規制を地区計画に定めるべき。建築物の絶対高		指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけております。
		さ制限を導入すべき。		また、制限内容等は、地域の皆さまのご意見を伺いながら検討しております。
	56	地区計画等が決定されるとどのようなまちになるか、十	1	地区計画は、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区が連携しながら、地区の目
		条にある具体例を示してはっきりわかる様にすべきで		指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづく
		ある。資料説明文や目標にあるような表現では、人によ		り」を進めていく計画と認識しており、都市計画決定する手続きの中で、説明
		り多様な解釈、理解が生じてしまうおそれがある。		会などを実施し、わかりやすい説明に努めております。
	57	区自ら地区計画で定めている樹木の維持・保全を破って	1	区では、地区計画に基づき十条地区の居住環境や防災性の向上を図っておりま
		いる。また、色彩についても、地区内には色彩規制対象		す。また、十条地区の地区計画においては、緑豊かな街並みを形成するため、
		となるような住宅もあるが、地区計画は守らなくても良		既存樹木の維持保全を図り、緑化を推進するとともに、都市計画事業との整合
		いのか。		を図っております。なお、色彩等につきましては、北区景観づくり条例に準ず
				る制限をしております。
	58	地区計画で色彩のルールを決めるのであれば、意見がで	1	色彩等につきましては、北区景観づくり条例に準ずる制限をしております。
		ていたように明度、彩度等客観な基準が必要である。		
各事業実施	59	東京都の道路事業説明会で配布されたパンフレットで	1	ご指摘につきましては、作成者である東京都へ伝えてまいります。
にあたって		は、整備地域の説明として都の首都直下型地震で甚大な		
の調査・分		被害が予想される地域としているが、想定図と比べると		
析について		一致していないところが見受けられる。誤った情報は修		
		正すべき。		
	60	昨年には東京消防庁より地震時における地域別延焼危	1	本基本構想につきましては、今後のまちづくりの進捗及び上位・関連計画や統
		険度、出火危険度等が公表されているが、これらの市街		計資料等の改定や更新を踏まえ、改正・修正等を行ってまいります。
		地状況は平成 28 年度のもので十分古くまちの現状を		
		反映していない。		
	61	2021 年 10 月公表の北区民意識意向調査報告書によ	1	十条地区では、木造住宅が密集しているため、「安全・安心への取組み」の質問
		れば、十条地区が主な王子西でも全体でも道路の拡幅を		に対して、「歩道の改良や自転車専用通行帯の整備など、安全な歩行・自転車通
		選ぶ人は少なく、5位以内に入っていない。		行空間の確保」の割合は高く、道路整備と合わせて進めていく必要があると考
				えております。

		意見の要旨	件数	区の考え方
	62	環七等の横断歩道の信号が赤の時間は 1 時間当たり 40 分以上あり、踏切で言えば開かずの踏切に匹敵するレベルで、強い地域の分断を生んでいる。		南北方向の交通ネットワーク強化を図るため、交差点改良を含めた都市計画道路事業を促進してまいります。
	63	東京都市圏交通計画協議会のだしている「駅まち回遊まちづくりの分析の手引き」や「暮らしにおける外出行動の分析の手引き」、国交省の「スマートプランニング実践の手引き」等によるまちの分析を行ったうえで、根拠に基づき政策立案をすべき。	1	まちづくりに関連する調査・分析手法等につきましては、各事業において必要な範囲で実施してまいります。
施策の責任 所在につい	64	基本構想の各項の担当職員を明らかにし、責任の所在を明確にすべき。	1	本基本構想の改定にあたりましては、庁内関係所管及び関係事業者と連携を図りながら、区の計画として策定しております。
τ	65	国や都も含め行政が従うべき項目も定めるべきだ。	1	本基本構想は、十条地区の多くのまちづくり課題を区民と共通の認識を持つことが大切と考えると同時に、国や都の方針を基にした上位・関連計画を踏まえて策定した内容としております。
十条駅西口 のケヤキに ついて	66	区議会審議において、十条駅西口のケヤキ保全を求める 陳情に対して、保全のためには歩道際まで掘ることにな り、商店の営業等への影響がでることから、補償の必要 が出てくるため難しいとあったが、工事の状況を見ると 歩道は狭くなっており、際まで掘られている。十分駐輪 場は確保できたのではないか。また、工事により駅改札 からの動線が変わり商店への影響も出ている。反射利益 まで補償しなければならないかのような区議に誤解を 与える説明はなんだったか。	1	+条駅西口のケヤキを残した場合、掘削範囲を現在よりもさらに北側に広げる必要があり、十条銀座商店街の出入口を封鎖する期間が出てきてしまうため、極力、商店街への影響が出ないように、工事に支障となるケヤキについては移植の可否も検討したうえで伐採させていただきました。
道路設計について	67	各鉄道付属街路、各主要生活道路の設計速度、設計交通量は何km/h、何台/hか。	1	鉄道付属街路につきましては、地区内の生活交通及び十条駅東口利用交通に限定されるため、一日当たりの交通量を500台未満を想定し、設計速度は1~5号線で30km/h、6号線で20km/hとしておりますが、速度制限等につきましては、今後、交通管理者と協議のうえ決定いたします。また、各主要生活道路につきましては、消防活動困難区域解消に必要な幅員を基に計画しており、現況道路と同程度を想定しております。